

令和 8 年 度

しゃ きょう
社 協 の

あ ら ま し

三田市社協PR大使



さんだ愛の妖精

さっちゃん

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

もくじ

社会福祉法人三田市社会福祉協議会の概要	1
社会福祉法人三田市社会福祉協議会組織と業務	2
令和 8 年度社会福祉法人三田市社会福祉協議会事業計画	3
三田市社会福祉協議会第 3 次地域福祉推進計画の推進	4
令和 8 年度主要事業予算支出概要	10
○総務課	
・ 総務係	12
○地域福祉課	
・ 地域福祉支援室	14
・ ボランティア活動センター	16
・ 多世代交流係 シニア・ユースひろば	19
・ 多世代交流係 ドレミふぁみりー	20
○総合相談支援センター	
・ 相談支援係	22
・ 三田市地域包括支援センター・ウッディ地域包括支援センター	24
○介護サービスセンター	
・ 訪問看護ステーション	27
・ 中央ホームヘルパーステーション	28
・ 中央デイサービスセンター 高齢者デイサービス	30
・ 中央デイサービスセンター 身体障害者デイサービス	32
・ 中央居宅介護支援事業所	34
(資料) 高齢者・障害者関連の福祉相談窓口	35
三田市各地区人口一覧表	36

三田市社会福祉協議会 キャラクター

さんだ愛の妖精 さっちゃん

地域住民の皆さまの声から生まれました。
地域イベントにも参加しますよ！





社会福祉法人 三田市社会福祉協議会の概要

1. 名 称 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

2. 所 在 地 〒669-1514 三田市川除 675 番地
三田市総合福祉保健センター内

3. 設 立 昭和 49 年 4 月 17 日（法人認可：昭和 49 年 3 月 1 日）

（※任意団体としては 昭和 33 年 7 月 1 日）

4. 組 織

社会福祉協議会（＝社協）は、地域住民の皆さんやボランティア、福祉・保健関係者などの参加・協力を得て、また行政と協働しながら地域福祉の推進を目的とする、社会福祉法人です。住民主体の原則に基づいて、三田市では区・自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ふれあい活動推進協議会、ボランティア団体、高齢者・障害者団体などの団体と、公私の福祉・保健・医療施設・法律専門職など関係機関の参加を得て、企画・執行機関としての会長以下理事会、事業運営にかかる重要事項の議決機関としての評議員会より構成しています。

次の 3 つの特色があります。

- ① 住民による組織と協働を基盤としています（協 議 体）
- ② 当事者・住民と地域全体の問題解決力を高め、社会に働きかけます（運動推進体）
- ③ 生活課題に対応するための事業を先駆的に開発します（事 業 体）

5. 法的位置づけ

「地域福祉の推進」を担う団体として、社会福祉法に位置付けられています。

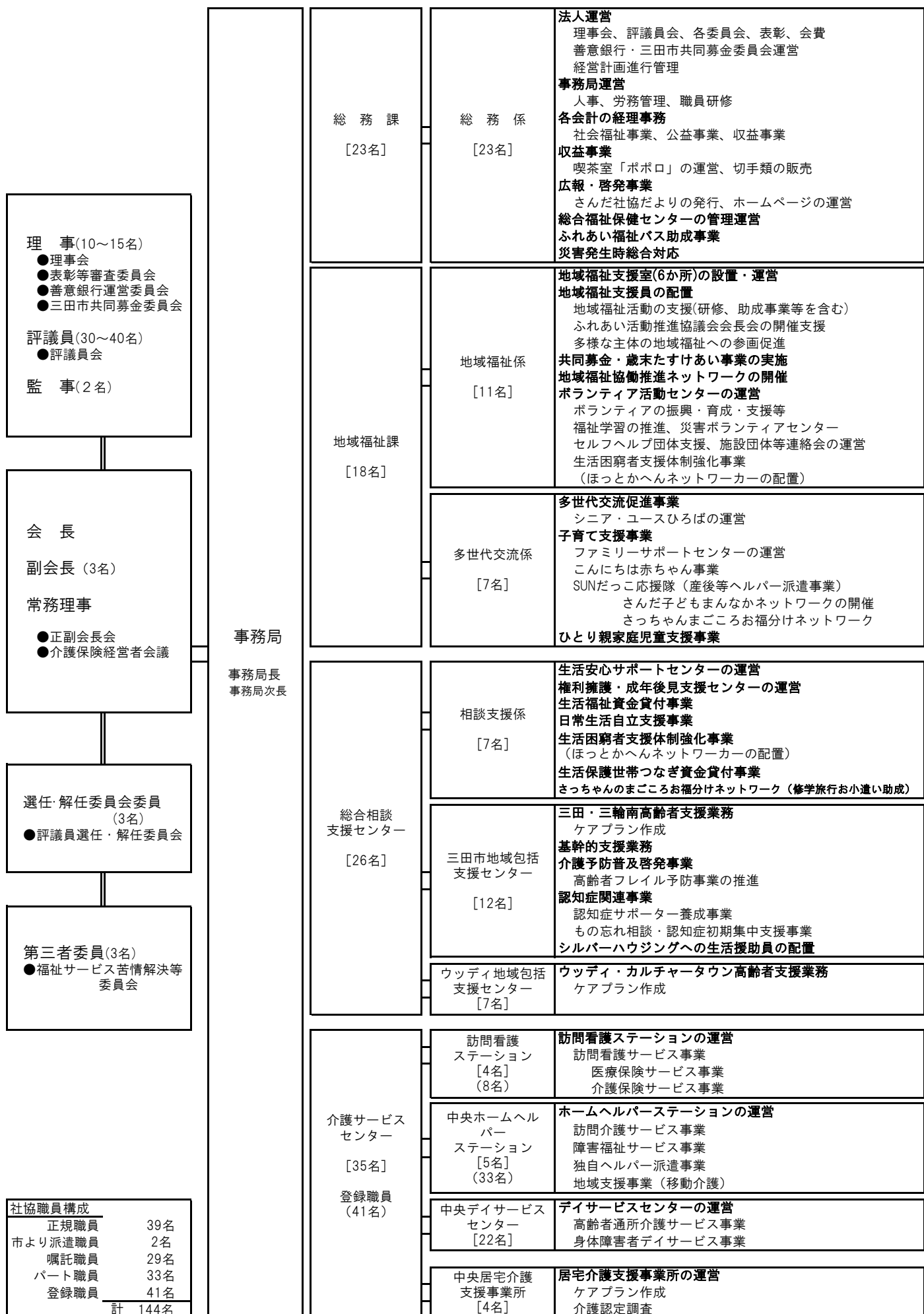
社会福祉法 第 109 条（一部抜粋）

市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、～中略～ その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



社会福祉法人 三田市社会福祉協議会組織と業務（令和8年4月1日）



社協職員構成	
正規職員	39名
市より派遣職員	2名
嘱託職員	29名
パート職員	33名
登録職員	41名
計	144名

令和8年度 社会福祉法人三田市社会福祉協議会 事業計画

三田市においては令和6年度末に高齢化率が30%を超過し、急激な高齢化が進んでいます。その上に社会が複雑化・多様化したことによる様々な福祉問題（ひきこもり等の社会的孤立、9060問題、様々な虐待、ヤングケアラー等）が顕在化し、さらに急激な物価高により引き起こされた貧困に伴う生活困窮事案の急増が重なり、日々の生活を脅かしています。また、福祉事業者においては令和6年度制度改定による介護給付等の減額が経営を圧迫し、これまでから続いている担い手不足も相まって、介護サービスをはじめとする福祉事業の継続が危ぶまれます。

三田市社会福祉協議会では、令和5年度から9年度の5年間を計画期間とする「第3次地域福祉推進計画」を策定してこれらの課題に向き合い取組みを進めており、これにより住民福祉の推進に一定寄与してきたところですが、計画策定時を超えるスピードで前段の課題・問題が生じています。

今年度は、地域の様々な団体・関係機関の皆さまとの連携を一層重視し「顔の見える関係」を作りながら、法人理念をベースに地域福祉推進計画に掲げる「自分らしく 安心して暮らす 共生の地域づくり」に向けて次の項目に取り組めます。

- ① 安心した暮らしに繋がる、一人ひとりが参加し協働する「場」づくり
- ② 一人ひとりの個性を尊重しながら、交流を通じていきいきと活躍する事業の展開
- ③ 相談しにくい人が安心して相談でき、受け止めた相談を課題解決に繋げる総合相談
- ④ 一人ひとりが自己の意志を尊重される権利擁護支援

上記項目を、地域福祉推進計画の基本方針①～④（次頁を参照ください。）に絡め込み、急増する課題の解決に向けて取組みを進めていきます。合わせて、第3次地域福祉推進計画の最終年度を見据え、次期地域福祉推進計画の策定に向けた準備の年と位置づけます。

これらの活動にあたっては、まず当会の役職員が法人の目標を共有し「チーム社協」のもと、当会の目的が地域福祉の推進を図ること（社会福祉法第109条）であることを意識し、社会福祉協議会が住民協議体であることを踏まえ、住民の皆さまや福祉団体・事業所の皆さま、市行政等と連携、協働しながら共生社会の実現に向け、全員参加の社協活動に取り組んでまいります。

法人
理念

三つの「よかった」を
地域に生み出します

（三田に） 住んでよかった
（あなたに） 出会えてよかった
（わたしは） わたしでよかった

三田市社会福祉協議会第3次地域福祉推進計画の推進

計画の推進に向けては、当事者・地域住民・事業者など多様な主体の参加と役割の発揮、協働によって取り組みを進めます(計画推進期間:令和5年度～令和9年度)

福祉目標

自分らしく
安心して暮らす
共生の地域づくり

基本方針

1

誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別・国籍、障害のある・なしにかかわらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が生きる地域づくりをすすめます。

2

多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

3

SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

4

地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

令和 8 年度事業計画は、地域福祉活動の推進指針である、第 3 次地域福祉推進計画の、年次計画として取り組みます。

活動目標

活動項目

① 互いが尊重される 地域づくり	ア 循環型福祉学習の推進 イ 当事者活動の推進
② 参加しやすい・参加したくなる 多様な場づくり	ア サロン・居場所など多様で身近な場づくりの推進 イ 地域福祉活動・ボランティア活動の促進
③ SOSが出しやすい 地域づくり	ア 孤立を防ぐ「つながり」「見守り」「支え合い」の推進 イ 情報発信の充実
① 多様な力と共感が交わる きっかけづくり	ア 住民・専門職・事業所など多様な主体が会い つなげる機会づくり
② 力の循環を促進する 「拠点と人」づくりの推進	ア 人が集い交わる拠点の強化 イ コーディネート機能の強化
③ つながりで築くケアの推進	ア 暮らしを支える協働ケアの仕組みづくり
① まるごと受け止め みんなで支えるチームづくり (包括的相談支援体制の推進)	ア (見逃さない)「気づく」 イ (こぼさない)「受け止める」 ウ (はなさない)「解決をささえる」
② 権利擁護支援体制の促進	ア 一人ひとりの権利が大切にされる支援の推進
① 社会福祉協議会の機能強化	ア 住民主体の協議体機能の促進 イ 中間支援機能の強化 ウ 活動財源の確保
② 計画推進の仕組みづくり	ア 地域福祉推進計画の推進 イ 地域福祉推進計画の進捗管理・評価
③ 住民主体の活動圏域の形成	ア 地域の力が結集される住民主体の活動圏域の 検討・推進

基本方針 1 誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別や国籍、障害のある・なしに関わらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が活きる地域づくりをすすめます。

多世代共生・地域共生社会

=誰も孤立しない地域

1. 互いが尊重される地域づくり

【新規⇒強化】おとなのひきこもり状態にある方の家族のつながりづくり



概ね18歳以上でひきこもり状態にある（またはあった）人の家族が、同じような立場にある（またはあった）人と出会い、日頃の思いや悩み、ひきこもり支援に関する情報等を共有することで、日々の生活が少しでも“らくに”感じられるようになることを趣旨としたおとなのひきこもり家族のつどい『らくに』を開催します（令和4年度～）。また、多様な主体との協働事業として、家族支援プログラムである「CRAFT プログラム（三田市障害者総合相談窓口きいてネットと共催、令和6年度～）」や「ひきこもり支援情報交換会（関連活動者等との共同実施、令和7年度～）」を開催します。

[092 生活困窮者自立支援事業（内）74,000 円]

2. 参加しやすい・参加したくなる多様な場づくり

【新規】社協高齢者デイサービス利用者の社会とのつながりづくりを推進



社協高齢者デイサービスで利用者とボランティアや身近な地域の住民が交流し、知り合える機会を増やし、利用者の暮らしが豊かで安心な地域生活につながるきっかけづくりを行います。

また、今年度は生活支援に取り組むデイサービスとして、個々の利用者の自立生活を支え、地域とのつながりを継続し、いつまでも地域で住み続けたいという思いに寄り添っていきます。

[192 高齢者デイサービス事業 58,882,000 円]

3. SOS が出しやすい地域づくり

【新規⇒強化】当事者向けの情報発信



近年の少子高齢化と社会情勢変化や生活形態の変化は、地域の担い手不足だけでなく、生きづらさや困りごとを抱える人の福祉課題を多様にし、社会的孤立を深刻化させています。

生きづらさを感じられている方が暮らしを豊かにする情報を手に入れることができるよう、また、地域住民が当事者の暮らしや生きづらさなどを理解でき、寄り添えるよう、双方向的な情報を発信します。

[161 善意銀行事業（内）■さんだささえあいネットの発行 84,000 円

■さっちゃんのまごころお福分け事業（内）広報 150,000 円]

社協が、中心となりすすめます■



他団体とのパートナーシップによる協働ですすめます■



基本方針2 多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

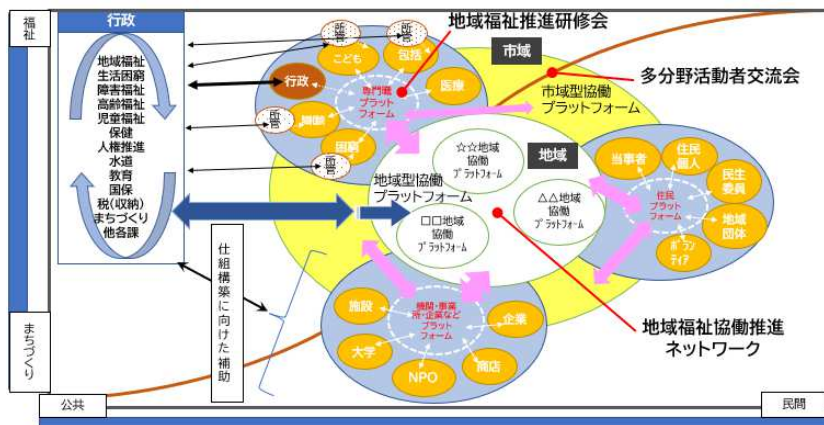
多様な主体間のネットワーク

1. 多様な力と共感が交わるきっかけづくり

プラットフォームの充実

「住民が抱える生きづらさ・困りごと、課題をどうしたら解決していただけるか」について、分野、職種を横断した、多様な機関や団体が協議・協働するためのきっかけづくりや働きかけを重層的かつ多面的に進めていくことで、三田市全体での地域福祉推進力向上に努めてきました。

R 8 年度においては、災害時にも連携し支援を行える関係性とネットワークの強化を進めていきます。



▲分野別ネットワークの充実／民間・団体福祉ネットワークの充実
分野横断型多機関協働(ネットワークによる協働の場＝プラットフォームの機能促進)と体制構築の推進

2. 力の循環を促進する「拠点と人」づくりの推進

【強化】中間就労の環境整備(場づくり、サポーター・人づくり)

企業や事業所、地域活動団体、三田市権利擁護サポーターをはじめとするボランティア活動者等と連携しながら中間就労をはじめとした参加・活躍の場を支援します。事業推進のため、新型コロナウイルス特例貸付借受世帯をはじめとする生活困窮世帯・福祉的課題を抱えた世帯への支援を目的とした「ほっとかへんネットワーク」(県社協制度)を配置します。

[121 生活福祉資金貸付事業(内) 3,674,000 円・113 ボランティア活動事業 4,300,000 円]

3. つながりで築くケアの推進

介護サービスセンターによるトータルケアサポートの推進

自分らしく安心した在宅生活を支援するために、介護サービスセンターの行う事業(訪問介護・訪問看護・通所介護・生活介護・居宅介護)をそれぞれ単体で実施するだけではなく、連携を図り支援していくことで利用者一人ひとりが主体となり、介護やサポートが必要となっても「自分らしい」暮らしを実現できるケアをトータルケアとして推進します。さらに必要な関係機関や地域活動者等とも連携を行い、より地域自立生活を支援するためのつながりを広げるトータルケアサポート(総合的な支援)の展開を図っていきます。

R 8 年度は、対応事例を集積し、職員の支援の資質を向上し、関係機関や地域との共有を図り、住民の「こう生きたい」をサポートしていきます。

[※法人内連携・協働事業]

団体・組織の取組を側面的にサポートします



[経理区分 番号/事業名/事業経費 (P10)]

基本方針3 SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

相談支援／権利擁護体制づくり

1. まるごと受け止め、みんなで支えるチームづくり(包括的相談支援体制の推進)

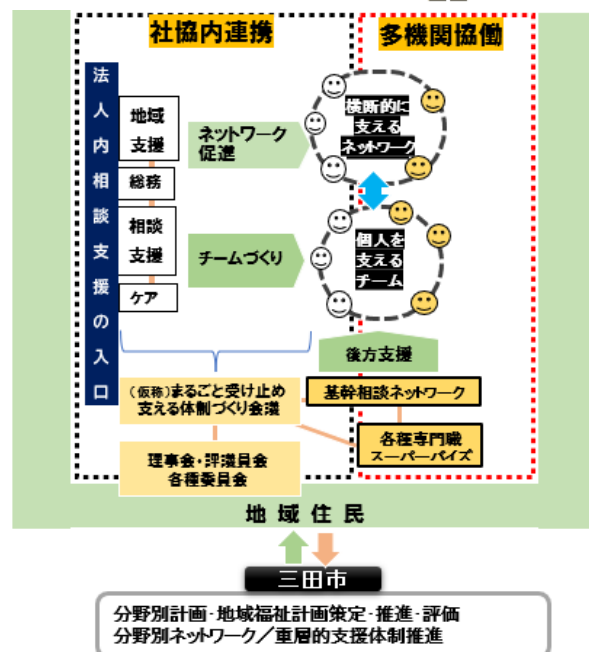
総合相談支援体制の構築・民間福祉・団体/分野別ネットワークの促進支援

社協内の「困りごとを把握する」体制整備及び多機関との協働による総合相談体制構築を、総合相談に携わる職員育成をはじめ継続します。

また、複雑・困難化する相談やSOSを受け止められる仕組みづくりに向けて、相談ごとの解決を横断的に支える民間福祉・団体ネットワークの促進支援も継続します。【※法人内連携・協働事業】

<関連プログラム>

- ・【強化】ほっとかへんネットワーカー配置 (R5～)
- ・基幹相談支援機関ネットワーク会議の開催 (R7～)
- ・司法と福祉の連携会の開催
- ・地域福祉推進研修会(専門職)の開催 (R5～)
- ・子ども支援者ネットワークの推進
- ・貸付利用者へのニーズ調査 (R6～)



▲ 社協がすすめる総合相談支援体制イメージ

2. 権利擁護支援体制の促進

権利擁護支援体制整備の構築支援

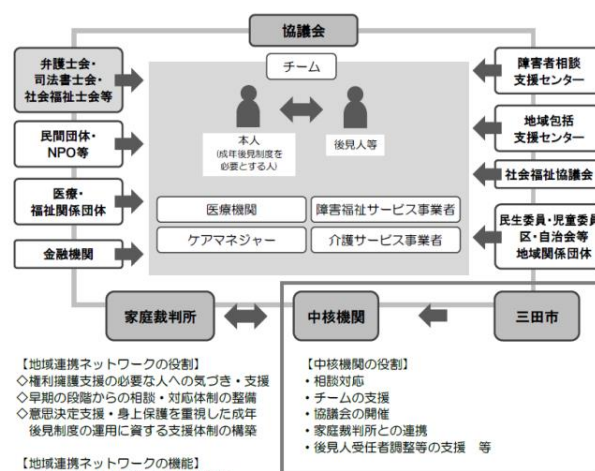
令和5年11月に市権利擁護・成年後見支援センター(市受託)が、中核機関として位置づけられ、相談窓口の運営や関連研修の実施など取組みを推進してきました。

今年度も市・関係機関と協働して、三田市における市民後見・法人後見のあり方検討など、成年後見制度利用促進にとどまらない権利擁護支援体制の構築支援を行います。

[093 権利擁護・成年後見支援センター運営事業
14,647,000円]

【関連プログラム】

- ・三田市権利擁護・成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会の運営 (R5～)
- ・身寄りのない人の支援ネットワークのあり方・終活プログラムメニュー研究 (R6～)
- ・三田市権利擁護サポーターの養成・運営 (R4～ 登録者16名:養成講座をR4・R6実施)



▲ 権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ

社協が、中心となりすすめます■



他団体とのパートナーシップによる協働ですすめます■



基本方針 4 地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と、地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

社協機能と組織づくり／活動の活性化

1. 社会福祉協議会の機能強化

持続可能な組織経営と地域福祉を支える人材の育成



法人の財政状況については依然として厳しい状況にあり、赤字体質の解消に向けた経費精査と事務事業等の見直しを継続します。この重大な経営危機を乗り越えるべく、収支改善に向けた不断の努力を行う一方で、地域福祉の根幹を支えるのは「人」であるとの認識に立ち、新たな人材の確保と定着に向けた財源確保を最優先に図ります。こうした安定的な運営基盤の構築を加速させるとともに、専門職としての資質向上と経営意識を併せ持つ職員の育成を強化し、「三田の福祉を支える」という共通の志のもと、持続可能な組織運営と地域福祉推進機能が両立する体制を推進します。

[※法人内連携・協働事業]

2. 計画推進の仕組みづくり

地域福祉協働推進ネットワークの運営と計画の進捗管理



令和6年度より設置した「地域福祉協働推進ネットワーク」を継続し、多様な主体が地域の課題を共有し、互いの活動を理解し合うためのプラットフォームとして運営します。このネットワークでの対話を通じて醸成された参画主体間の信頼関係と、個別課題（災害時の連携、見守り、担い手確保等）に対する共通認識を土台とし、各主体との対話を重ねながら、一歩ずつ具体的な協働実践へとつながるよう、それぞれの状況に寄り添った取り組みを進めます。

また、ネットワークにおける協議内容を整理し、理事会・評議員会へ報告・提案を行うことで、現場の状況に基づいた計画の進捗・評価に取り組み、実効性のある計画推進を図ります。

[011 法人運営事業（内）113,000円]

3. 住民主体の活動圏域の形成



圏域の課題共有から、地域による「効果的な力合わせ」に向けた検討への支援

これまでの活動実践や協議を通じ、担い手不足等の構造的課題には、従来の圏域活動を越えた連携や多様な主体との協働が不可欠であるとの共通認識を醸成しました。

令和8年度は、市策定の「第3次三田市地域福祉計画」における圏域検討の動きと連動し、ふれあい活動推進協議会をはじめとする地域の皆さんが、実情に応じた柔軟な活動エリアのあり方について主体的に検討していけるよう、その過程に寄り添い、必要な情報の提供や協議の場の運営支援を通して活動の重なりによる負担を軽減しつつ、必要な支援がこぼれ落ちない「効果的な力合わせ」の仕組みづくりを推進します。

[※法人内連携・協働事業]

団体・組織の取組を側面的にサポートします



[経理区分 番号/事業名/事業経費 (P10)]

令和8年度 主要事業予算支出概要

- 市受託事業
- ◇ 共同募金事業
- ★ 市補助事業
- ▲ 県・社協受託・補助事業
- 独自財源事業(介護保険事業、収益事業等含む)

単位:千円

社会福祉事業区分	608,847
----------	---------

法人運営・地域福祉等事業 拠点区分	356,444
-------------------	---------

法人運営事業 サービス区分	95,285
---------------	--------

011 法人運営事業 ○ ★ 事務局の運営	60,176
012 部会委員会事業 ○ 正副会長会、理事会、評議員会、特別委員会等の開催	3,956
013 嘱託職員退職金事業 嘱託職員への退職金準備	3,416
014 財政安定化積立事業 事業への繰入金支出、財政安定化積立および取崩	20,379
021 企画調査広報事業 ○ ▲ 社協だより、ホームページ、出張ふくし教室・社会福祉大会等	7,358

地域福祉事業 サービス区分	251,121
---------------	---------

031 高齢者住宅等安心確保事業 ■ 市営住宅シルバーハウジング生活援助員の派遣	2,753
034 介護予防普及啓発事業 ■ 市民向け健康講座、地域で取り組む介護(フレイル)予防	8,412
035 認知症サポーター養成事業 ■ 認知症サポーター・キャラハンメイトの養成、啓発	2,892
052 身体障害者デイサービス事業 ■ 障害者デイサービスの実施	66,585
071 シニア・ユースひろば事業 ■ 多世代交流の推進、シニア・ユース層の自主活動の支援	17,798
073 こんにちは赤ちゃん事業 ■ 概ね4か月までの乳児のいる家庭を訪問し情報提供	3,762
074 さんだファミリーサポートセンター運営事業 ■ ファミリーサポートセンターの運営、会員講習の実施	12,158
075 産後ヘルパー訪問事業 ■ 出産前後等に支援の必要な世帯に家事などの援助	399
091 日常生活自立支援事業 ○ ▲ 生活に必要な金銭管理支援や福祉サービス利用の援助	2,157
092 生活困窮者自立支援事業 ■ 生活困窮者の相談に応じ、自立生活を支援	22,039
093 権利擁護・成年後見支援センター運営事業 ■ 個別支援やネットワークづくりを通じて権利擁護を推進	14,647
111 地域福祉活動支援事業 ■ 地域福祉支援員の配置 地域福祉支援室の運営・地域福祉活動支援	66,484
112 ふれあい福祉バス助成事業 ○ ★ 市内福祉保健団体へバス等費用の一部助成	4,086
113 ボランティア活動事業 ▲ ★ ボランティア活動センターの運営	20,761
121 生活福祉資金等貸付事務 ▲ 生活福祉資金の貸付事務	4,836
132 福祉用具貸出事業 ○ 福祉用具の貸出	232
133 独自ホームヘルプサービス事業 ○ ホームヘルパーの独自派遣	120
134 生活保護世帯つなぎ資金貸付事業 ○ つなぎ資金貸付	1,000

善意銀行事業 サービス区分	4,821
---------------	-------

161 善意銀行事業 ○	善意銀行運動推進・災害(火災等)見舞金	4,821
	障害者福祉支援・子育て支援・福祉啓発	
	低所得者支援・フードバンク関西との連携	
	さっちゃんのまごころお福分けネットワーク	

共同募金配分金事業 サービス区分	5,217
------------------	-------

171 老人福祉活動事業 ◇ 高齢者福祉活動の推進 ・高齢者の生きがいづくり支援	180
175 福祉育成援助活動事業 ◇ 小地域福祉活動の推進 ・身近な居場所づくり支援等	4,075
176 ボランティア活動育成事業 ◇ ボランティア育成活動の推進 ・ボランティアまつり ・災害対応ボランティア研修	37
177 歳末たすけあい事業 ◇ 歳末たすけあい事業 ・訪問活動支援等	925

令和8年度 主要事業予算支出概要

- 市受託事業
- ◇ 共同募金事業
- ★ 市補助事業
- ▲ 県・社協受託・補助事業
- 独自財源事業(介護保険事業、収益事業等含む)

単位:千円

居宅介護等事業 拠点区分	252,403
高齢者ホームヘルプサービス事業 サービス区分	66,817
191 高齢者ホームヘルプサービス事業 ○ 介護保険事業訪問介護	66,817
高齢者デイサービス事業 サービス区分	58,882
192 高齢者デイサービス事業 ○ 介護保険事業通所介護	58,882
居宅介護支援事業 サービス区分	27,713
193 居宅介護支援事業 ○ 介護保険事業居宅介護支援	27,713
障害者ホームヘルプサービス事業 サービス区分	52,460
194 障害者ホームヘルプサービス事業 ○ 障害者居宅介護、行動援護、同行援護	52,460
訪問看護サービス事業 サービス区分	46,531
195 訪問看護サービス事業 ○ 介護保険事業・医療保険事業訪問看護	46,531
公 益 事 業 区 分	244,495
総合福祉保健センター管理運営事業 拠点区分	72,128
総合福祉保健センター管理運営事業 サービス区分	72,128
211 総合福祉保健センター管理運営事業 ■ 施設維持管理運営・貸館、自主事業の実施	72,128
地域包括支援センター運営事業 拠点区分	172,367
三田市地域包括支援センター運営事業 サービス区分	105,034
221 三田市地域包括支援センター運営事業 ○ ■ 総合相談支援、介護予防支援、権利擁護 地域ケアシステム、認知症初期集中支援	105,034
ウッディ地域包括支援センター運営事業 サービス区分	67,333
222 ウッディ地域包括支援センター運営事業 ○ ■ 総合相談支援、介護予防支援 権利擁護、地域ケアシステム	67,333
収 益 事 業 区 分	20,792
収益事業 拠点区分	20,792
喫茶店運営事業 サービス区分	20,792
312 喫茶店運営事業 ○ 喫茶室「ポポロ」、切手等取扱	20,792
総 計	874,134
前 年 度 総 計(令和7年度)	827,882

総務課 総務係では…

総務課総務係では、法人全体の運営事務をはじめ、職員の労務管理や職員研修、また各事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）の経理事務を行っています。

地域福祉を推進する地域に根差した社会福祉法人としての基盤強化に向けて、持続可能な組織経営や、人材確保・育成、また広報・啓発にむけて、取り組みの充実を図ります。

地域福祉活動を行っていくための財源

●令和8年度予算の内訳

◇自主財源：47%

①会費収入②寄付金収入③事業収入（介護保険、障害福祉サービス等事業、収益事業等）

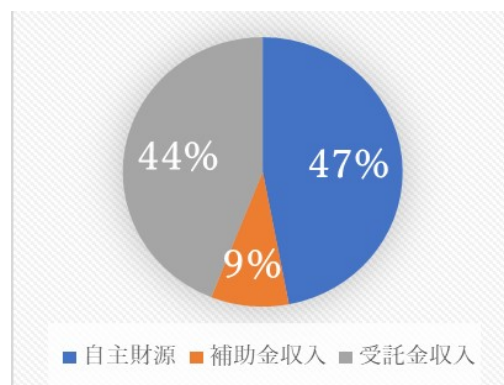
④その他の収入（受取利息・雑収入等）

⑤積立金取崩収入

⑥繰入金収入（居宅介護等事業）

◇市、県社協、共同募金会からの補助金収入：9%

◇市や県社協からの受託金収入：44%



①社協会費 ……………

社協会費は、区長・自治会長さまを通じて住民の皆さまへ一般会費（1世帯200円）のご協力をお願いしています。また、特別会員（法人等）や賛助会員（個人）として社協を応援していただける方（＝社協サポーター）を募集しています。社協活動へ財政面でのご支援についても、よろしくお願いいたします。

●会費の種類と金額（年額）

一般会費：1世帯200円、特別会費：1口5,000円、賛助会費：1口1,000円

【振込先】口座名義：社会福祉法人三田市社会福祉協議会

◆兵庫六甲農業協同組合 三田支店（普通）0001333

◆りそな銀行 三田支店（普通）1567194

（社協窓口でも随時受付しています）

②善意銀行……………

善意銀行とは、みなさまから善意の寄付をお預かりし、必要とされている方々や福祉事業（生活困窮世帯を支える取り組みや当事者活動の推進、共生社会推進事業）へ払出を行う「善意の橋渡し」の仕組みです。

●金銭預託

★内祝いや粗供養、香典返しや満中陰志に代えて

★バザーやイベントの収益金、企業の社会貢献活動の一環として

★市内約100か所に設置協力いただいている「善意の箱」へ



●物品預託

★未使用のタオル、肌着、ふきとり布

★介護用品（未開封の紙オムツ等）等

* 物品の種類や状態によってはお預かりできない場合もありますので、事前に善意銀行担当（TEL 559-5940 FAX 559-5704）までお問い合わせください。

社会福祉協議会への寄付金については税額控除制度の適用を受けることができます

③共同募金配分金 ……………

「自分たちのまちを良くする仕組み」として、三田市では兵庫県共同募金会三田市共同募金委員会が中心となり、区・自治会連合会をはじめ、多くの企業、事業所、活動団体などのご協力をいただいています。また「募金百貨店（寄付付き商品）」や「寄付付き自動販売機」の普及にも取り組んでいます。三田市で集まった募金のうち約8割が翌年度に配分され、市内の地域福祉事業に充てられます。

●募金の使いみち

- ★地域福祉活動の推進（地域のつどい場、見守り訪問活動）
- ★地域活動団体への支援 ★ボランティア活動の啓発 等
- *詳細は、赤い羽根データベース「はねっと」

(<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>) でもご覧いただけます。

④収益事業 ……………

●喫茶室ポポロ ≪営業：平日 10 時～15 時（年末年始・土・日・祝日休み）≫

【総合福祉保健センター1 階 （TEL 559-5907／FAX 559-5704）】

日替わりランチ、プチデザートがおすすめです。

ワンポットコーヒー 2,500 円 *会議、打ち合わせにご利用ください。

広報事業

コンセプトは、『困った時には社協に相談』

『暮らしやすいまちづくりにはあなたの力が必要』

◇「さんだ社協だより」〈Good（ぐっと）身近なふくしの情報お届け便〉：

奇数月発行、全戸配布で三田の地域福祉を発信します。

◇ウェブラジオ番組「さっちゃん社協だより」：

インタビュー形式で職員の想いや活動を深掘りして発信。（R7 年度開始）

◇ホームページ：

欲しい情報が手に入る、わかりやすく活用しやすい、困った時に役に立つ、様々な社協情報を集約・提供していきます。

◇三田市社会福祉大会：

地道な地域福祉活動を継続されている方々の表彰と、福祉の啓発を行います。

◇出張ふくし教室：職員が地域に出向き、身近な福祉の学びの機会を提供

◇SNS（Facebook・LINE・Instagram）：多様なツールでタイムリーな情報発信。

三田市総合福祉保健センター指定管理業務

誰もが気持ちよく利用できる市総合福祉保健センターの運営を目指します。

【総合福祉保健センター1 階 （TEL 559-5700／FAX 559-5704）】

◇貸会議室管理

◇補聴器相談

◇赤ちゃんの駅の設置

◇ギャラリー展示開催支援

◇ユニバーサルデザイン見学会

●ふれあい福祉バス助成事業

市内福祉・保健団体の研修・交流事業時のバス借上料助成を実施し、地域内の外出・交流機会の充実を図っています。

●福祉用具貸出事業

一時的な疾病などにより福祉用具が必要となった方へ、貸出します

【利用料】7 日以内は無料、8 日以上は貸出日から 1 か月単位で有料

種類	利用料	別途必要な費用（日数不問）
車いす	1,000 円	—
ポータブルトイレ	／1 か月	洗浄消毒代 1,200 円 パケツ代（買取）2,300 円

地域福祉支援室では…

各地域での福祉活動に関する身近な相談機関として、市内6か所の地域福祉支援室を運営しています。

●地域福祉の専門職『地域福祉支援員』を配置

地域福祉支援室には、福祉の地域づくりを専門とする『地域福祉支援員』を配置しています。地域での困りごとの解決や、「自分の地域をもっと豊かに、もっと安心して暮らせる場所にしたい！」という想いを実現するために、様々な方法や進め方などを一緒に考え、側面的に支援します。



◆業務時間
◆連絡先

月曜日～金曜日 9時00分～17時30分(祝日・年末年始を除く)
※公共施設の月例休館日に応じて一部異なります(右記参照)
各地域福祉支援室(右記参照)へご連絡ください

名称(場所)	担当地区	連絡先(TEL、FAX、メール)
三田三輪地域福祉支援室 総合福祉保健センター内(川除675)	三田、三輪	TEL 559-5965 FAX 559-5945 chiiki@sanda-shakyo.or.jp
広野本庄地域福祉支援室 広野市民センター内(上井沢28-1)	広野、本庄	TEL 560-5822 FAX 560-5823 h-chiiki@sanda-shakyo.or.jp
小野高平地域福祉支援室 高平ふさと交流センター内(布木298)	小野、高平	TEL 560-8177 FAX 560-8178 o-chiiki@sanda-shakyo.or.jp
藍地域福祉支援室 藍市民センター内(大川瀬1307-44)	藍	TEL 568-5400 FAX 568-5405 a-chiiki@sanda-shakyo.or.jp
フラワー地域福祉支援室 フラワータウン市民センター内 (武庫が丘7-3-1)	フラワータウン	TEL 550-9008 FAX 550-9009 f-chiiki@sanda-shakyo.or.jp
ウッディカルチャー地域福祉支援室 ウッディタウン市民センター内 (けやき台1-4-1)	ウッディタウン、 カルチャータウン	TEL 553-8373 FAX 553-7023 w-chiiki@sanda-shakyo.or.jp

※設置先の公共施設が月例休館日(毎月第2火曜日または水曜日)である場合は閉室していますが、その週の土曜日は開室しています。

●各地域でのつながり・見守り・支え合う活動のサポート

★孤立を防ぐ見守り・つながり推進事業

社会的孤立の予防を目的とした住民主体の地域福祉活動（つながりづくり、見守り活動）を推進・支援します。（助成金の交付を通じた活動の立ち上げや継続支援等）



▲各地域で様々な方法で実施されている住民同士がつながる居場所づくりや見守り活動

★地域活動（行事・イベント）で使える備品の貸し出し ※ 無料、原則3日間まで
ビンゴゲーム、モルック、プロジェクター、乳幼児向けのおもちゃなど

★地域活動に関する研修会や交流会の開催



▲地域福祉フォーラムの開催（教育×地域×多文化×福祉のネットワークを紐解きました）



▲多分野活動者交流会では地域活動者と専門職（ケアマネジャー等）が意見交換（※ボランティア活動センター共催）

地域福祉フォーラムや活動者交流会では、今後の地域活動の更なる活性化“共生の地域づくり”につながるよう、地域団体・福祉専門職・学校教育関係・国際交流協会など多様な主体が出会い、協働できるよう企画・実施をしています。

★さんだ地域のつどい場マップ・地域活動情報紙の発行

●個人や団体の様々な力がつながり合うネットワークづくり

誰もが暮らしやすい“ふくし”の地域づくりを目指し、当事者（高齢者、障害児・者、子育て世帯、ひきこもりの方など）、企業・事業所、社会福祉法人など、多様な人・主体が地域活動に参加・協働できるよう支援します。

●地域みんなで考え・取り組む“ふくし”の地域づくりをお手伝い

ふれあい活動推進協議会やまちづくり協議会などが主体となって進める“ふくし”の地域づくりに向け、身近な地域の中での対話の場（住民座談会）や地域の想いの実現に向けた過程をみんなで考える「地域計画（住民福祉活動計画）」の策定、実践活動に向けた支援をします。（アンケート調査や協議の場づくり及び運営・活動への助言など）

●歳末たすけあい事業の実施（三田市民生委員児童委員協議会と共催）

新年を迎えるにあたり、地域で見守りや声掛けが必要な世帯との日常的なつながりづくりを目的に実施される、訪問活動や生活支援活動などを推進します。財源である赤い羽根共同募金運動“チャリティー”の取り組みを各地域で実施します。

ボランティア活動センターでは…

地域のつどい場・サロンや福祉施設での交流を目的としたボランティア活動のコーディネートだけではなく、暮らしの中の生活課題や社会環境の変化に伴う課題についてもボランティア活動を通じて解消できるよう、ボランティア活動者をはじめ、地域の方・各種団体・事業所・大学などの教育機関・企業などあらゆる方とともに取り組みを図っています。

また、すべての人が社会のかけがえのない存在として「自分らしく暮らす」の実現とともに、誰もが多様性を認め合い、地域の一員として大切にされる「共生社会」の実現を目指し、『循環型福祉学習』や『当事者活動の推進』を進めます。

ボランティアや地域住民の皆さんへ

●ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動にあたって「どこに相談に行ったらいいのかわからない」「趣味を活かした活動をしたい」などの相談に対して、適切な情報提供やボランティア活動をスムーズに行えるようなアドバイスを行います。また、社会環境の変化などにより引き起こされた新たな課題についてのボランティア活動の発信・開拓、企業の社会貢献活動の促進支援なども行います。

さらに「だれもが地域で安心して、生きがいを持って生活できる」地域社会を目指し、相互理解と福祉観を深めるきっかけとなるよう主に地域や学校、企業などに向けた学びの機会提案・提供をしています。

★ボランティアコーディネーターの配置

●「循環型」福祉学習の推進

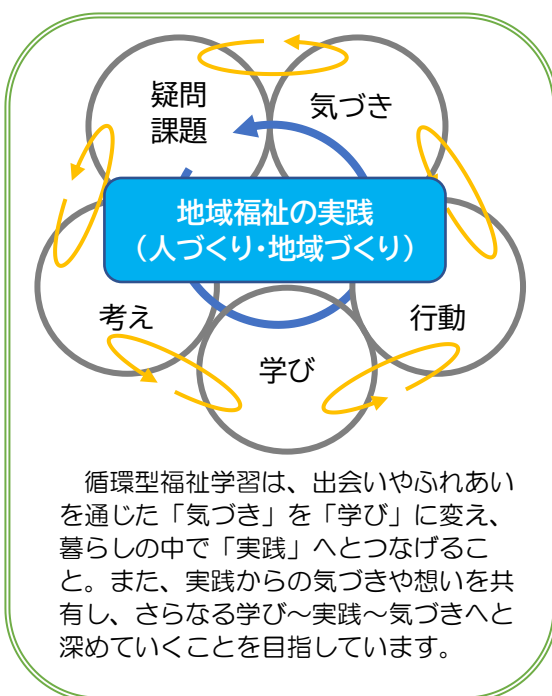
講義学習あるいは体験学習のみに留まらない、多様な当事者との出会いと対話と協働による学びを大切にした「循環型福祉学習」の取り組みを行っています。

自分たちの身近な場所で、誰もが暮らしやすいをみんなで考える「相互理解が広がる豊かな暮らし」の実践として展開を図っています。

★循環型福祉学習促進サポート事業（学校・企業・事業所・商店などへのプログラムの提供）

★福祉学習推進研修会の開催

★福祉学習取り組み情報の発信



▼福祉学習推進サポート事業



▼福祉学習推進研修会



●ボランティア育成事業

福祉ボランティアの育成を目的とした各種養成講座の開催、ボランティアグループの支援を行います。

- ★登録ボランティアグループ助成事業
- ★当事者支援ボランティア養成講座
- ★ボランティアステップアップ研修会の開催

●ボランティア振興事業

ボランティア活動に興味・関心を持っていただき活動につながるよう、啓発活動を行います。

- ★さんだボランティアまつり
- ★さんだつながりバンクの作成・普及
- ★福祉学習体験グッズ（車いす・アイマスク・高齢者疑似体験グッズ等）貸出
- ★各種ボランティア情報の発信、情報コーナーの設置
- ★活動者交流ひろばの環境整備
- ★ボランティア・市民活動災害共済等の受付



▲ボランティアまつりの開催
(第23回さんだボランティアまつり)
演芸ボランティアや福祉ボランティアの体験などさまざまな活動にふれることができます。

◀ ボランティアステップアップ研修会
『普段のつながりで守れる命』～平時からのつながりが災害時に大きな力になる～をテーマにした研修会の様子



●当事者活動の推進

- ★セルフヘルプグループ情報誌の発行
(さんだささえあいネットの作成)
- ★当事者ボランティア育成「ぴあぴあチャレンジ」
- ★ふれあい卓球大会の開催

●共生社会推進事業

文化やスポーツなど多様なイベントを通して創る「小さな共生社会」をきっかけに、ボランティア活動者と受け手側の相互理解を図り、「支え手」「受け手」を超えた、ともに福祉の増進を目指す活動者としての「出会い」と「きずな」づくりを行います。

令和7年度「ともいき三田」▶
他団体と協働し、ポッチャやモルックを通じて、いろいろな人や世代が出会い「共にチャレンジする」ことの楽しさを体感するイベントを実施



▲ふれあい卓球大会
サウンドテーブルテニスを体験する様子



●災害にも強いまちづくり事業

- ★災害ボランティアセンター設置準備
- ★災害時対応の手引きの更新

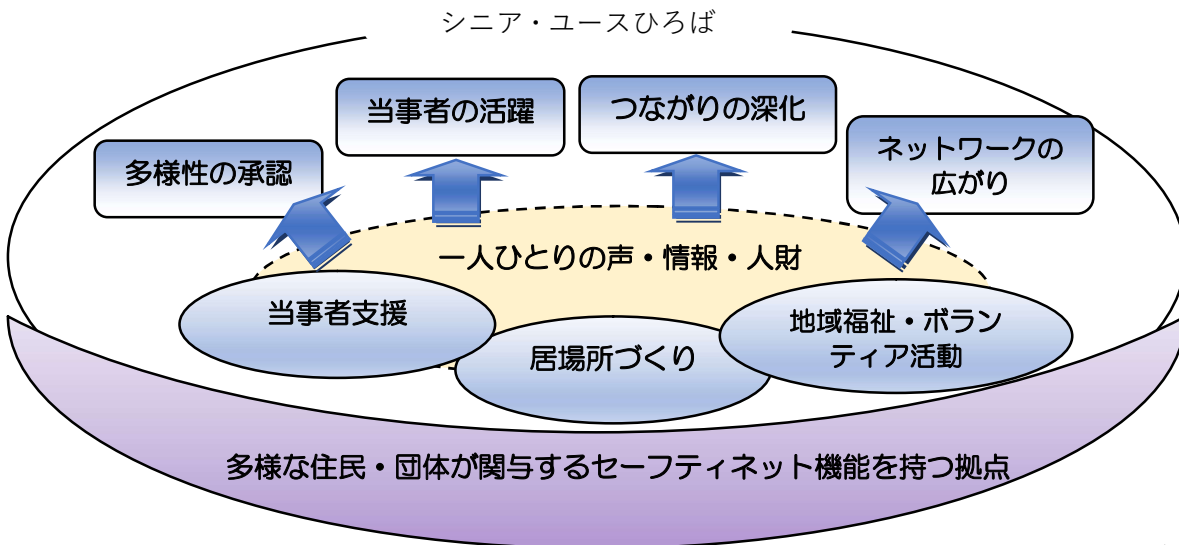
登録グループ一覧（34 団体：令和 8 年 3 月 31 日現在）

◆活動日や活動内容、登録の詳細についてはお問い合わせください。

当事者（高齢者・障害者など）の支援を行っているグループ	
三田手話サークル 礎	手話を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
手話サークル なごやか	手話を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
要約筆記三田サマリー	要約筆記を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
音訳ボランティア ともしび	視覚障害者へ市広報誌等の音訳CDの作成・郵送、録音図書作成
音訳ボランティア つむぎの会	図書館、市民センター等での対面朗読活動
点訳ボランティア どんぐり	点訳を通じて視覚に障害のある方への支援活動
外出介助ボランティア「かけはし」	高齢者・障害者等の外出介助支援活動、福祉教育支援
SSV関西学院	障害者支援、社協イベント支援など幅広い活動
れんげ草の会	フラワータウンで高齢者への給食サービス
さんだ愛育班	家庭訪問を通して、健康増進・見守り活動
話し相手ボランティア「ひだまり」	利用者の世代を問わず、個人宅・施設などを訪問し、話し相手活動
おしゃべり伴歩ボランティアの会	筆談でのコミュニケーションを通じて聴覚に障害のある方への支援活動
さんだくろす（三田X）	走ることを通した障害のある方の支援活動
子ども・高齢者・障害者の交流の場づくり支援（開催・サポート）	
三田青年フロンティアグループ	障害者を対象に七夕・クリスマスイベント開催等
さわらび座	演芸を通して訪問活動、高齢者ふれあいサロンの開催など
咲かそう水仙の会	水仙ロードの整備・管理等活動
市内の各種施設支援	
病院ボランティア「ひまわり」	三田市民病院で外来総合案内、入院患者さんへの図書貸出・ソート活動等
愛善会	市内の特別養護老人ホーム支援、在宅障害者への友愛訪問、手作り品づくり等
福祉有償移送運転支援ボランティア キヤメル	移送サービスの運転者支援活動
施設・団体イベントでの出演など ～特技を活かして～	
読み聞かせの会「わらべ」	童話や民話の読み聞かせによる、保育園・小学校・福祉施設等への訪問
あすなる腹話術サークル「ニコニコ」	腹話術を通して、施設・団体イベント出演
大正琴ミモザ	大正琴の演奏を通して、施設・団体イベント出演
ルート・メイト三田支部 Music コア	音楽療法（音楽演奏）を通して施設・団体イベント出演
手づくり玩具の会「こあら」	手作りおもちゃ等作製と子育て支援活動
ボランティアさんだガイド塾	歴史・文化財等のガイドを通した活動
車いすレクダンス三田	施設や団体イベントで高齢者、障害者、車いす使用者等とフォークダンスを踊る活動
三田市生涯学習サポートクラブ（SSC）	学校での戦争体験講話、紙芝居、伝承遊びなどの指導を通した活動
障害者よさこいチーム 輝笑～きらら～	障害者による“よさこい踊り”の施設・団体イベント出演
おはなし集団・だっこ座	人形劇の創作・公演
NPO 法人歴史文化財ネットワークさんだ	歴史・文化財等のガイドを通した活動
その他（青少年支援、募金・収集活動など）	
ボーイスカウト三田第一団	青少年健全育成・共同募金支援活動
一般社団法人ガールスカウト兵庫県第 90 団	青少年健全育成・共同募金支援活動
金光教みつばちフォーゲル隊	青少年健全育成・共同募金支援活動
輪の会	共同募金支援活動・地域福祉の推進を支援

誰もが「居る」ことができる心地よい居場所づくりとともに、人や団体がゆるやかなつながりを持ち、それぞれが力を発揮できる機会づくり「多様な人が活きる場」を進めます。

◇多世代交流事業（共生の居場所づくりの推進）◇



●フリースペース～くつろぎの空間～

誰もが自分のペースで過ごせる場所です。一人で、仲間と一緒に、ときににぎやかで、ときに落ち着く、自由でゆるやかで心地よい空間です。

トランプ・ボードゲーム・囲碁・将棋などの無料貸出しがあり、新聞・図書コーナーには乳幼児から大人までが楽しめる、絵本・小説コミックスなどを設置しています。

また、Wi-Fi も完備し、飲食可能で、定期的に美味しいコーヒーなどを味わえるカフェも開催しています。



▲あらゆる世代の方にご利用いただいています。（フリースペース）

●音楽スタジオ（事前予約）

音量を気にせず、バンドや吹奏楽の練習、楽器の個人練習などに利用できます。ドラム、キーボード、アンプなどを設置しています。

★使用料など詳細については、三田市HPをご確認ください。

●多目的フロア（当日予約）

2つの壁面に鏡がついており、ダンスの練習をはじめ、体操など身体をのびのびと動かすことができます。卓球台もあります。卓球は来館にて予約してください。

★使用料：450円（ひとり一枠1回につき）※65歳以上の方は230円

市内在住・在学の18歳以下の方は「ふらっとカード」の提示により無料。

三田市民はどなたでも無料でご利用できる「卓球Day」実施中

詳細は三田市HPをご確認ください。

《事業により利用できない時もありますのでご了承ください。》

◆業務時間 火曜日～土曜日 9時30分～17時30分
※開館時間 火曜日～土曜日 9時30分～20時30分 日曜日 9時30分～17時30分
(祝日・年末年始を除く)
◆連絡先 TEL (079) 562-8423 FAX 562-8424
Eメール tasedai@sanda-shakyo.or.jp
住所 弥生が丘1-1-2 サンフレール2階 多世代交流館ふらっと

子育て支援事業

出産前後は…

●「SUNだっこ応援隊（産後等ヘルパー派遣）事業」

出産後のお母さんが心身の不調等のため家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し家事や育児のお手伝いをします。

★対象：三田市内に住所を有する方で日中家事または育児を手助けしてくれる同居の親族等がないため家事育児が困難な状況にある下記①～④の家庭

- ① 概ね産後4か月以内の産婦で当該乳児を養育する家庭
- ② 妊娠し体調不良等の状態にある場合
- ③ 1歳未満の多胎児を養育する家庭
- ④ 多胎児妊娠し体調不良等の状態にある場合

★利用の相談・お申込みについては、事前に三田市 こども家庭支援センター母子保健担当へ、お問い合わせが必要です。TEL 079-559-5093（平日 9:00～16:30）



▲ヘルパー 沐浴実習

赤ちゃんが生まれたら…

●「こんにちは赤ちゃん事業」

訪問員が家庭を訪問し産後の様子を伺います。育児の不安や悩みがあれば相談機関に繋がります。チャッピーサポートセンターと連携し子育て情報を届けます。

★対象：概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭

★費用：無料

★内容：出生記念品（お誕生タイムカプセル）をいっしょに作ります。

★土・日曜日にも訪問しています。

つながりがほしい…

●ひとり親世帯つながり事業

仕事と子育てで多忙な保護者が前向きに子育てができるように応援しています。保護者同士が繋がることのできる場の提供や、支えあうことでお互いの力を出し合える関係づくりを目指します。またボランティアなどとふれあう中で楽しい思い出が残せるような様々な企画を催します。

★気軽な居場所「ぺあちる」の開催

★支援団体からの招待事業「おもちゃ王国の休日」など



▲ひとり親世帯つながり事業「ぺあちる」

●生活困窮世帯を支える取り組み

地域・子ども食堂などの支援団体や関係機関との連携・強化を図ります。

★「さんだ子どもまんなかネット（子どもの孤立を防ぐ連絡会）」情報交換会の開催（2か月に1回）

★「さっちゃんのまごころお福分けネットワーク」地域の方や企業による食品等の提供をひとり親家庭や就学援助制度利用世帯にお渡しすると同時に、ニーズの把握と困ったときに相談できるネットワークづくりを進めます。



▲さんだ子どもまんなかネット 子ども食堂と学習支援団体の情報交換会

●子育てグループ・サロン活動助成事業

就学前の子どもと保護者が集まる子育てグループ、ボランティアが支援するサロンに対して、安定した活動を行い、地域を超えたつながりが広がることを目的に助成を行います。（令和7年度の助成 グループ10団体・サロン7団体）

地域福祉課

多世代交流係（子育て支援事業）

子育て支援事業

◆業務時間
◆連絡先

火曜日～日曜日 9時30分～17時30分
TEL (079) 562-8423 FAX 562-8424
Eメール tasedai@sanda-shakyo.or.jp

仕事を再開したい・困ったとき手伝ってほしい

●「さんだファミリーサポートセンター」

「子育ての応援をしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての応援をしたい人」（協力会員）が事前登録し、仕事や用事などで困った時に地域の中でお互いに助け合うしくみです。

★会員の種類

- 依頼会員…市内在住または在勤及び宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町在住の子どもが概ね0歳から小学6年生までの保護者
 - 協力会員…子どもが好きで、自宅で子どもを預かることのできる市内在住の方
 - 両方会員…依頼会員と協力会員の両方を兼ねてできる方
- 依頼会員 639名 協力会員 389名 両方会員 67名 （令和8年2月末現在）

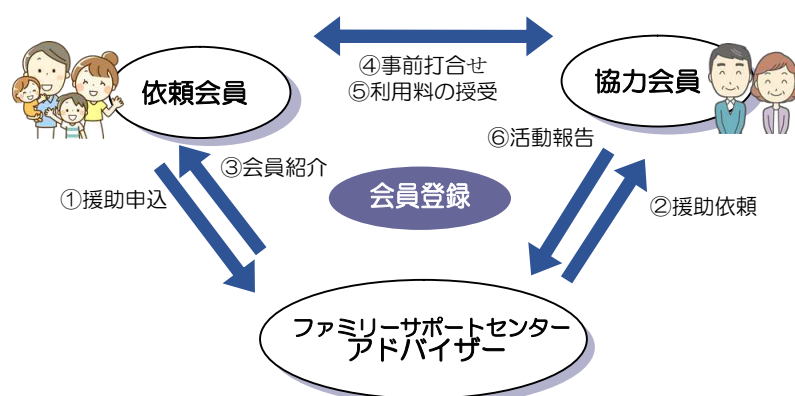
★援助できる内容

- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブ終了後の預かりや送迎
- 子どもの習いごと等への送迎やきょうだいの学校行事の際の預かり
- 保護者の病気や外出の際の預かりなど
- *預かりは、主に協力会員の自宅で行います。
- *宿泊はできません。
- *大人（18歳以上）がいないところへの送迎はできません。

★活動のながれ・利用料金

- 利用前に会員登録が必要です。（平日随時受付、土日説明会開催（要予約））
- 入会手続き時に、個人講習を受講していただきます。（30分程度、入会金無料）

【活動の流れ】



【利用料】

活動内容	利用料 (1時間・子ども1人当たり)
月～金 (7:00～20:00)	800円
上記以外の時間	900円
軽度のけが 病気回復期 の時	900円 時間外100円加算
土・日・祝	上記額+100円
きょうだい預かり	2人目から半額

◆ひとり親家庭への助成あり（所得制限あり）

◆幼児教育・保育無償化の対象になる場合あり（条件あり）



▲協力会員の養成・スキルアップは24時間9項目の子育て支援講座、フォローアップ講座にて行います。



▲活動の様子
産後の母親に代わって、お子さんの保育園へのお迎えの様子

◆業務時間
◆連絡先

火曜日～日曜日 9時30分～17時30分（祝日・年末年始を除く）
さんだファミリーサポートセンター
TEL 559-8996 FAX 562-8424
Eメール famisapo@sanda-shakyo.or.jp

相談支援係では…

生活に困窮している方や判断能力の低下により不安や生活のしづらさを感じている方などの日常生活における様々な困りごとの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら当事者による主体的な問題解決をサポートします。

取り組みの内容

三田市生活安心サポートセンター（079-550-9081）[市委託事業]

様々な事情により、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方やひきこもり状態にある方（またはその家族）などに対し、問題の解決や目指している生活状況の実現に向けて一緒に考えます。

★相談例

「生活が苦しい」「食べるものがなくなりそう」「電気・ガス・水道が止まりそう」「住むところがなくなりそう」「家族がひきこもり状態で心配」など

★対応例

困りごとや方向性の整理、家計や支払い状況の整理、就労や住まい探しに関するサポート、（望まない）ひきこもり状態からの変容に向けた伴走支援、他機関との連携、その他関連情報の提供など

●住居確保給付金の申請受付

離職などにより住居を失った方（またはおそれのある方）に対し、就職活動などを条件として一定期間に渡って家賃相当額（上限あり）が支給される住居確保給付金の申請を受け付けます。

●ひきこもり状態にある人の家族への支援

★おとなのひきこもり家族のつどい「らくに」

概ね18歳以上でひきこもり状態にある（またはあった）人の家族が同じような立場にある（またはあった）人と出会い、日頃の思いや悩み、ひきこもり支援に関する情報等を共有する場を開催しています（年6回）。

★CRAFT プログラム [協働・共催事業]

ひきこもり状態にある人の家族を対象に本人への関わり方などを学ぶ講座を開催しています。

★ひきこもり支援情報交換会 [協働・共催事業]

三田市及び周辺地域でひきこもり支援に関わっている多様な主体間の情報交換会を開催しています。なお、企画・開催にあたっては有志による準備会を設置し協働で運営しています。

生活福祉資金貸付制度相談窓口 [県社協委託事業]

低所得世帯をはじめ、一時的な生活困窮状態にある世帯に対し必要な費用の一部を貸し付ける生活福祉資金貸付制度の相談窓口を担っています。単に貸付を行うものではなく、生活の安定が図られるまでの間、継続的に関わりを持たせていただくものです。貸付には項目や条件がある他、複数回の面談を通して収支状況を含む生活実態や償還計画等を詳しくお聞きさせていただきます。（最初の相談から審査結果が出るまで数か月を要する場合があります。お早めにご相談ください。）

★種類 福祉資金（緊急小口資金）、教育支援資金、総合支援資金など

三田市権利擁護・成年後見支援センター（079-550-9004）〔市委託事業〕

権利擁護に関する中心的な機関として権利や財産をまもるための方法を一緒に考える相談窓口です。認知症などの様々な疾患や障害によって判断能力が低下し財産管理や契約手続きが難しくなってきた（または将来に備えたい）人に対して、相談や情報提供を通して支援しています。（令和5年11月より三田市成年後見制度利用促進基本計画における中核機関に位置づけられています。）

★相談例

「家族のお金を引き出そうとしたら成年後見制度の利用を勧められた」「自分の将来のために任意後見について知りたい」「障害のある子どもの将来が心配」「後見人の業務にあたって関係者と連携が取りたい」など

★対応例

困りごとや方向性の整理、成年後見制度の説明、申立てに関する案内や助言、権利をまもるための方法提案、他機関との連携、その他関連情報の提供など

●福祉の法律相談会（無料）の開催

成年後見制度をはじめ、債務整理、相続、遺言、虐待に関することなど法律的な知識が必要な困りごとに対して弁護士や司法書士に相談できる機会を設けています。家族や支援者からの相談も可能です（原則、1人1回まで）。

★日時 毎月第1木曜日（弁護士）または第3木曜日（司法書士）
13:15～14:00、14:15～15:00、15:15～16:00

※予約締切は開催日の7日前（休業日の場合は直前の営業日）です。

※職員が事前に相談内容をお伺いし同席いたします。（内容に応じて別の相談先をご案内させていただく場合があります。）

●三田市権利擁護サポーターの活動運営

認知症になった人や障害のある人、ひきこもり状態にある人等に寄り添いながら社会参加を支援（伴走支援）するボランティア（三田市権利擁護サポーター）を養成し、当事者に応じたサポートに取り組んでいます。

★活動例 知的障害がある人の買い物同行、精神障害やひきこもり状態にある人の職場体験の補助、認知症の高齢者の話し相手や地域行事への参加支援等

●成年後見制度啓発講座の開催

地域住民等に成年後見制度を周知し、適切な制度利用を促進することを目的とした講座を開催しています（年1回）。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活における金銭管理や福祉サービスの利用に不安を感じている方が自立した生活を送ることができるように、預金の出入れや公共料金等の支払い、福祉サービスの利用手続き、書類の整理などをサポートします。

★内容 福祉サービスの利用の相談・手続き、公共料金等の支払代行・同行、金融機関での出入金、通帳・印鑑・年金証書等の公的書類の預かり など

★利用料 1回1,400円（非課税世帯 700円、生活保護受給世帯 無料）

★保管料 毎月600円（非課税世帯 300円、生活保護受給世帯 無料）

その他

生活困窮世帯緊急支援事業、生活保護世帯つなぎ資金貸付事業、さっちゃんのまごころお福分けネットワーク事業（修学旅行お小遣い助成事業）、参加支援プログラムなど

三田市地域包括支援センター ウディ地域包括支援センターでは…

市内6カ所に設置された高齢者に関する公的な総合相談窓口です。専門職（社会福祉士、保健職、主任ケアマネジャー）を配置し、様々な事業を行っています。ご本人やご家族からの相談はもちろん、近隣の方の「（ご本人やご家族は）大丈夫とおっしゃるけど、気になる」もお寄せください（プライバシーは厳守します）。

このようなときはご相談ください

たとえば・・・

- ◆介護保険のサービスを利用したい
- ◆ものの忘れが気になる
- ◆元気に過ごすためにはどうすればいい？
- ◆認知症のことを知りたい
- ◆退院後の生活が心配
- ◆離れて住む親の相談をしたい
- ◆高齢者向けの住宅や施設の情報がほしい
- ◆近所の高齢者の方が心配
- ◆ひとり暮らしでお金の管理やこれからの生活が不安
- …など

支援の内容

様々な相談をお受けします(総合相談支援事業)

相談内容は、健康のこと、制度のこと、介護サービスのことなど様々です。話しやすい環境が大切ですので、相談方法や場所は、オーダーメイドで設定できます。相談内容によって、別の専門機関や専門職（法律・防災など）、ボランティア・地域活動者の方などへ、ご意向を確認したうえでおつなぎする場合があります。

- ☐ 訪問相談も行っています、お気軽におたずねください

あなたの安心と安全を守ります(権利擁護事業)

- 高齢者虐待の早期発見・把握に努め、関係機関と連携して対応します。
また関係機関や民生委員をはじめとする地域住民の皆さんへの啓発を行います。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の紹介、消費者被害の予防のための啓発や被害が起こった時などに関係機関につなげるお手伝いをします。

- ☐ 高齢者虐待・消費者被害防止のネットワークづくり

地域での暮らしを支えます(「地域共生社会」に向けた体制づくり)



誰もが暮らしやすい地域となるように医療・保健・介護の連携を行いながら、介護予防や生活支援などを一体的に行う仕組みづくりを行います。

また、地域の特性に合わせ、住民が主体的に参加し、誰でも活躍できる場や活動、つながりづくりを地域福祉支援員とともに推進しています。

健康づくりと生きがいづくりを応援します

年齢とともに活動能力がじわじわと低下していくこと（フレイル）を予防し、元気に楽しく！健康寿命を保つための方法をお伝えします。

- 講演会の実施 □ いきいき百歳体操の推進
- フレイル予防教室の開催支援（市と共催）

栄養士、歯科衛生士、薬剤師、運動指導士、理学療法士、作業療法士などの専門職講師が地域の通いの場に出向きます。

例：転倒予防の食べ方講座

オトナ歯みがきで肺炎予防

身体と頭の活性化！脳トレ体操 等



【フレイル予防教室
～経絡ストレッチ♪つぼを
押してセルフケア～】

「要支援」の認定を受けた方へ

介護予防プランの作成と、そのためのサービス調整を行います

介護が必要な状態になることを防ぎ、可能な限りお住まいの地域や自宅において、自分らしく安心した暮らしができるよう支援します。

- 介護予防ケアマネジメントの実施
（ケアマネジャーがケアプランの作成などを担当します）
- 要支援・要介護認定にかかる訪問調査の実施

◆三田市地域包括支援センター

担当地区	場 所	連 絡 先
三田・三輪南	三田市総合福祉保健センター2 階 (三田市川除 675)	TEL 079-559-5941 FAX 079-559-5707 Eメール houkatsu@sanda-shakyo.or.jp

◆ウッディ地域包括支援センター

担当地区	場 所	連 絡 先
ウッディタウン・ カルチャータウン	ウッディタウン市民センター1 階 (三田市けやき台 1-4-1)	TEL 079-553-1077 FAX 079-553-7023 Eメール woody-s@sanda-shakyo.or.jp
*但し、第2火曜(市民センター休館日)は休業。その週の土曜日開所。 第2火曜日が祝日の場合は、土曜日は開所しません。		

【対 象】概ね 65 歳以上の高齢者

要支援・要介護認定を受けた第2号被保険者（40～64 歳）

【相談方法】窓口、電話、訪問等

【相談費用】無料

※三田市内には、6 か所の地域包括支援センターが設置されており、当会が受託運営するセンターは、上記2 か所となります。

（他センターは、フラワー地域包括支援センター、藍地域包括支援センター、三輪北・小野・高平地域包括支援センター、広野・本庄地域包括支援センターがあります。担当地区や連絡先については P. 35 参照）

● 認知症地域支援推進員（基幹型・地域型）の配置

● もの忘れ相談事業

普段の生活で、「もの忘れやうっかりミスが多くなった」「新しいことが覚えにくい」など、認知症専門医に気軽に相談いただける相談窓口です。

＊ ご家族からの相談もお受けできます。毎月2回 予約制 第1・3木曜日

①14時00分～②14時40分～③15時20分～

他にも…

- ★ タッチ DE 脳の健康チェック（セルフチェックによる認知症予防啓発）
 - ★ 家族介護者支援事業、認知症介護者交流会（毎月第2木曜日）の開催
 - ★ オレンジライン（地域包括支援センター公式LINE）
…認知症に関するお役立ち情報を定期的に配信。
- もの忘れ相談・ タッチ DE 脳の健康チェックの予約もできます。



● 認知症初期集中支援事業

認知症に関する医療や介護の専門職によるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた個別の支援体制を整えます。

● 認知症サポーター養成事業・三田市チームオレンジ

地域や職場、学校で“認知症サポーター”を養成し、認知症の人みんなが安心して暮らせるまちを目指しています。

また、令和7年度からは、『「三田市チームオレンジ」＝認知症サポーターの皆さんをはじめ認知症に対する正しい知識を持った人や関係機関が連携し、地域で暮らす認知症の人とその家族を見守り支える仕組み』が本格的に開始しています。

- ★ キャラバン・メイト養成講座・スキルアップ研修
- ★ 認知症サポーター養成講座
※受講者にはサポーターの証「オレンジリング」「サポーターカード」をお渡しします。
- ★ チームオレンジステップアップ研修



● 高齢者住宅等安心確保事業

三田市営西山団地内に設置されている高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を配置し、安否確認・相談・緊急対応等のサービスを提供します。

- ★ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

関係機関等への情報提供及び後方支援

高齢者支援の対応力向上のため各地域包括支援センターの後方支援機関（基幹型）として、センター間の連絡調整等情報や課題の総合支援、関係機関とのネットワーク構築に取り組みます。

訪問看護ステーションでは…

訪問看護とは、病気や障害をもった人が地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、医療・介護の側面から療養生活を支援するサービスです。

利用者様（家族）のニーズに合わせた質の高い看護を実践して、信頼されるサービスを提供します。

また、医師や関係機関、地域活動者とともにトータルケアサポートを推進します。

サービスの内容

- * 24時間連絡体制実施（体調の変化に応じ、24時間365日体制でサポートします。）
- * ターミナルケア、精神訪問看護、認知症ケア、小児訪問看護も実施しています。
- * 訪問看護経験豊かな看護師が、在宅療養を支援します。
（常勤看護師5名、登録看護師8名）

- ★ ご家族への療養・介護支援と相談
- ★ 病状の観察
- ★ 清拭・洗髪・口腔ケア等、清潔を保つための支援
- ★ 床ずれの予防と処置、カテーテル等の管理、点滴等医療的管理
（人工呼吸器など高度医療機器管理も含む）
- ★ 食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理
- ★ リハビリテーション
- ★ 在宅ターミナルケアの支援
ご自宅で看取りを希望される方など、相談に応じます。
- ★ 医師の指示による医療処置

利用について

【利用対象】 介護保険・医療保険のどちらにも対応します。

◆介護保険利用者：要支援・要介護者と認定された方

◆医療保険利用者：医療保険加入者（要支援・要介護に該当しない方）
福祉医療費受給者証をお持ちの方

【サービス提供日】

月曜日～金曜日（※祝日、12月29日～1月3日を除く）

※ ただし、病状に応じて上記以外の曜日も対応できます。

【サービス提供時間】 9時00分～17時30分

※ 24時間連絡体制実施：土日祝日を問わず、24時間365日、緊急時は訪問します。
事前に申し込みが必要です。

【その他】 訪問曜日・時間は、ご利用者との相談により決定します。

また、お試し利用もありますので、ぜひご相談ください。

中央ホームヘルプステーションでは…

地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう社協内のさまざまな専門機関や関係機関と協働して総合的なサービスに取り組みます。

ホームヘルパーは専門職として、質の高い介護を提供し、自立支援に沿ったサービス提供に努めるとともに、笑顔で自分らしく暮らしたいというあなたの思いを応援します。

また、社協内での連携や関係機関、地域活動者とともにトータルケアサポートを推進します。



サービスの種類

●介護保険制度のサービス

介護認定を受けた 65 歳以上の高齢者、及び特定疾病により介護が必要と判断された 40 歳以上の方が対象となります。

★訪問介護サービス（要介護の方）

常時介護が必要な状態の方の家庭を訪問し、身体介護や生活援助サービスを行います。

★介護予防訪問介護相当サービス（要支援の方）

日常生活を営むのに支障がある状態の軽減、または悪化防止のための予防に重点を置いた支援（共に行う家事など）を行います。

●障害福祉のサービス（居宅介護・行動援護・同行援護）

日常生活を営むのに著しく支障がある障害者（児）の方に身体介護・家事援助・通院介助のサービスを提供し、自立のための支援を行います。

●地域生活支援事業（移動支援）

屋外での移動が困難な障害者（児）が円滑に外出できるよう、ヘルパーを派遣し、余暇活動などの社会参加のための支援を行います。

サービス内容

【身体介護サービス】

★入浴・清拭の介助

入浴に不安のある方、困難な方に入浴介助・清拭を行います。

★排泄の介助

トイレでの介助やオムツ交換を行います。

★食事の介助

身体の状態に応じて食事の介助を行います。

★移動・移乗の介助

買い物の付き添いや移動・移乗の介助を行います。

★通院の介助

病院などに付き添い介助を行います。
（制度外サービスとの併用となることがあります）

【生活援助サービス】

日常生活に欠かせない掃除や調理、洗濯などの家事援助を行います。

★食事の支度・片付け

★居室の掃除・洗濯

★買物：日常生活に必要な物品の買い物を行います。

▼外出付き添い（行動援護）



利用について

【サービス提供日】1月1日～1月3日を除く月曜日～日曜日

【サービス提供時間】7時00分～22時00分

※制度外のサービスとして、社協独自のホームヘルプサービスも行っています。

利用料：1時間2,000円（交通費別途）

社協のホームヘルパーについて

中央ホームヘルパーステーションは、社協が目指すトータルケアサポートを円滑に行っていくため、ご利用者の思いに寄り添って、「その人らしい生活」を介助しています。

約80%のヘルパーが「介護福祉士」資格を取得しており、定期的に研修を行いながら、専門職としての自覚を持って、日々支援を行っています。

【介護サービスセンター研修の様子】

【社協ヘルパーの資格所持状況】

◆管理者（介護福祉士：1名）

◆サービス提供責任者：4名
（介護福祉士）

◆介護福祉士：28名

◆ホームヘルパー2級：5名

（初任者研修修了者を含む） 計：38名



その他

介護支援者としての介護技術や援助方法などを学校や区・自治会等での福祉学習へ活用していただけるように、出張ふくし教室を実施しています。

◆「出張ふくし教室」

「車いす」を使用した介助についての実習や、アイマスク体験で視覚障害者への声のかけ方や援助方法を学ぶ機会を通して、利用者の気持ちを考え、支え合いの実践につなげます。

高齢者デイサービスでは…

利用者・家族の一人ひとりの「こんな暮らしがしたい」の思いに寄り添い、実現に向けた支援を行います。また、地域の中の交流拠点として、多様な人と人がつながり、地域住民、学校等多様な人や機関と関係し合いながら、利用者一人ひとりが役割を持ち、力を発揮できることを目指します。

- ★ 利用者の方が安心して利用できるよう、医療、福祉等関係機関との連携を図り、満足した生活を送ることができるよう支援します。
- ★ いつまでも健康に過ごすことができるよう、心身機能の維持、健康づくりプログラムを提供します。
- ★ 相談員、介助員、看護師など専門職とボランティア、地域住民、学校等との関わりを継続し、利用者の皆さんの満足につながる生活支援の独自サービスの実施と研究を進めます。
- ★ 選ばれるサービス、安心して利用できるサービスを目指して、職員の知識、技術の向上に努めます。

一日の流れ

● 8：30～ お迎え

車いすの方でもそのまま乗ることができる送迎車で、ご自宅までお迎えに伺います。センター到着後、看護師が血圧・体温・脈拍のチェックを行います。健康保持のため、身体状況を総合的に確認し、日頃の健康相談にも応じています。

● 10：30～ レクリエーション等の機能維持活動

- ★ 身体を動かそう！（体操、ストレッチ、歩行練習、ゲームなど）
- ★ 外へ出かけよう！（センター周辺など）
- ★ 地域のボランティアとの交流（歌、手品、おしゃべりなど）
- ★ 趣味を活かそう！（折り紙、将棋、手芸、園芸など）

● 11：30～ 食事

心を込めた手づくりのおいしい食事を用意しています。刻み食・ミキサー食など、身体の状態にあわせた食事もご用意できます。

● 12：30～ 入浴

身体の状態に応じ、3種類の浴室（浴槽）を用意しています。車いすや寝たままの状態でも入浴することもできます。

《休息・グループ活動》

入浴後は、仲間とおしゃべりをしたり、カラオケ、ゲームや趣味の活動を続けたりとくつろいでいただいています。

● 15：00～ おやつ

おやつを食べたあとに、よもやま話、昔話に花を咲かせています。誕生日会は、手づくりケーキとコーヒー等でティーパーティーを開き、みんなで祝いします。

● 15：45～ 送迎 ご自宅までお送りします。

こんな活動を実施しています！

★ レクリエーション活動・季節行事

毎日のレクリエーションでは、感染予防対策とともに心と身体が元気になるプログラムを提供し、お花見、夏まつり、敬老会、年忘れ会、屋外散歩など季節を感じる行事を実施しています。



▲ 夏まつり



▲ レクリエーション



▲ 体操

★ 機能訓練の実施

体操やレクリエーションを通じて介護予防のための機能訓練を実施しています。

★ カンファレンス・職員定例会の実施

利用者一人ひとりの理解を深め、よりよい支援について職員同士で検討するカンファレンスや、また支援に必要な知識・技術を学ぶ機会として、職員定例会を実施しています。

利用について

◆ご利用には要支援・要介護認定が必要です。

利用申込みは、担当のケアマネジャーを通じてご連絡ください。

【開 所 日】月曜日～金曜日（祝日も開所しています）

（※12月29日～1月3日を除く）

【開所時間】9時40分～15時45分 【定 員】25名（1日あたり）

【職員体制】◆管 理 者：1名（兼務）

◆生活相談員：1名以上（兼務）

◆介 護 職 員：2名以上（入浴介助員含む）

◆看 護 職 員：1名以上

【そ の 他】見学や体験利用（無料）も行っています。

お気軽にお問い合わせください。

広報紙「きらめき」を発行し、活動紹介を行っています。

バックナンバーはこちら ぜひご覧ください ▶



身体障害者デイサービス（生活介護）では…

障害のある方が日中の活動の場として、主体的に社会参加し、趣味活動を広げ、地域での自立した生活を送れるよう、意欲と主体性を引き出すきっかけとなる活動に取り組めます。

- ★ 利用者主体に加え、誰もが生きがいと役割を持つことができるサービス提供に向けて、医療、福祉等関係機関との連携を図り、一人ひとりに合わせた暮らしの支援を行います。
- ★ 一人ひとりの障害特性に合わせた活動に取り組めるよう、個別活動や小グループ活動を充実させ、仲間づくりの機会としてグループ活動に取り組めます。
- ★ 心身の機能を維持していただけるよう、理学療法士や作業療法士による機能訓練指導の機会を提供します。
- ★ 利用者の暮らしと権利を護り、安心してサービスを利用できるよう職員人権研修を実施します。

一日の流れ

- 8：30～ お迎え
車いすの方もそのまま乗ることができる送迎車で、ご自宅までお迎えに伺います。
- 9：30～ 健康チェック・朝の会
看護師が血圧や体温を測定し、健康状態をチェックします。朝の会では利用者同士の情報交換やその日のニュースなどを話題にして、1日が始まります。
- 10：00～ 入浴または個別活動
身体の状態により大浴槽、座ったままで入浴できるリフト浴槽、寝たままで入浴できる特殊浴槽の3種類の入浴方法で利用できます。
入浴後や入浴の合間は、趣味活動などご自分のペースで活動していただきます。
- 12：00～ 食事
手づくりの美味しいお食事を用意しています。一口大やきざみ、ミキサー食など、それぞれの方の噛む力や飲み込む力などに応じて調理しています。
- 13：30～ 午後の活動
各曜日の活動として、理学療法士や作業療法士による機能訓練指導や風船バレーや囲碁ボール、ボッチャなどのスポーツ活動、ゲーム、おやつづくりなど様々な活動を行います。
また、小グループ活動としてパソコン、園芸活動の他、個人活動として、手芸、作品づくり、脳トレ、体力づくりなどにも取り組めます。
- 14：45～ ティータイム
- 15：15～ 終わりの会
1日の振り返りや、ミニゲーム、好きな歌謡曲等を歌って、今日の活動をみんなで締めくくります。
- 15：45～ 帰宅 ご自宅までお送り～次回も元気にお出会いしましょう！

こんな活動を実施しています！

★ グループ活動・個別・小グループ活動の実施

みんなで力を合わせるグループ活動と一人ひとりのペースで実施できる個別・小グループ活動を実施しています。

併設する高齢者デイサービスとの交流も日常的にあり、夏まつり行事は一緒に楽しみ、敬老会ではプレゼントを作り、お祝いの気持ちをみんなで届けます。



- ▲ 一人ひとりの障害特性に合わせて個別活動・小グループ活動に取り組んでいます。

「調理活動をしたい」「歩く能力を維持したい」等を個々に伺い、個別活動で行っています。

- ▲ 外出活動、調理活動、音楽療法、レクリエーション、ボランティア活動など多様な活動を楽しみます。

★ 機能訓練指導等の実施

心身機能を維持できるよう、毎週理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による機能訓練指導を実施しています。

利用について

- ◆ご利用には、障害者総合支援法に基づく事前申請が必要です。

詳しくは、担当の相談支援専門員、又は三田市障害福祉課（TEL559-5075）までお問い合わせください。

【開 所 日】月曜日～金曜日（祝日も開所 ※12月29日～1月3日を除く）

【開所時間】9時30分～16時00分 【定 員】15名（1日あたり）

【職員体制】◆管 理 者：1名

◆サービス管理責任者：1名

◆生活支援員：7名

◆看護職員：3名

◆入浴介助員：2名

【そ の 他】見学や体験利用も行っています。お気軽にお問い合わせください。

広報紙「きらめき」を発行し、活動紹介を行っています。

バックナンバーはこちら ぜひご覧ください ▶



中央居宅介護支援事業所では…

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険制度の説明や制度外の情報提供を行い、利用者の心身の状況に応じた適切な介護サービスや地域の幅広い社会資源を活用し介護予防や自分らしい暮らしを送るための介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職です。また、各サービスや関係機関と連絡・調整を行い、円滑にサービスが提供できるよう支援します。さらに市の受託事業として、要介護認定調査を行います。

事業所加算（緊急時対応・主任ケアマネジャーの配置等）取得事業所として、他の加算取得事業所とともに、情報の共有を図り、三田市全体のケアマネジメントの質の向上のための役割を担っています。

サービス内容

- 様々なニーズに対応できる事業者を目指します
 - * 24時間連絡体制による相談機能の充実
 - * 地域活動団体に対して、介護保険制度について、実例を交えて分かりやすく伝える「出張ふくし教室」を行います。
- 利用者・家族が満足した生活が送れるよう質の高いサービスを提供します

利用者の「自立支援」を基本とし、「自分らしい」地域生活を送れるよう、一人ひとりの望み、困りごとに耳を傾け、広い視点を持って様々な分野の専門職と協働しながら安心のある生活を支援します。
- サービスの実施（状況確認）と評価（見直し）を行います

月1回以上、自宅等を訪問し、心身の状態や利用状況を確認しながら、状態や希望に応じたサービス内容などの見直し・調整・変更を行います。
- 要介護認定の申請手続きを代行します

介護保険のサービスを利用するために必要な要介護認定の申請サポートを行います。（要支援1・2に認定された方は介護予防サービスの利用となります）
- 市の委託を受け、要介護認定調査を行います

要介護認定による介護の必要性・身体状況について、市から委託を受けて要介護認定調査を行います。調査結果と医師による意見書に基づいて、三田市介護認定審査会で要介護度が決定されます。（要支援1～2・要介護1～5の7段階）

*「こう生きたい」の思いを傾聴し実現するための支援を行います。

職員配置

○ケアマネジャー 4名
（内 主任ケアマネジャー1名）

※主任ケアマネジャー

ケアマネジメントの知識と経験を有し、他のケアマネジャーに適切な指導・助言を行うこと等ができる者

毎月、訪問させていただき、様々なお話を伺います。

高齢者・障害者関連の福祉相談窓口（令和8年4月現在）

【高齢者に関する公的な相談窓口】

地域包括支援センターは、三田市からの委託を受けた公的な総合相談窓口です。
相談員、看護師・保健師、主任介護支援専門員等が高齢者やその家族の地域での生活を応援します。

地域包括支援センター	担当地区	住所	電話	FAX
三田市地域包括支援センター（P24～26参照）	三田、三輪南	川除675 三田市総合福祉保健センター	559-5941	559-5707
フラワー地域包括支援センター	フラワー	富士が丘5-17-3 ゼフィール三田	553-3600	553-3601
ウッディ地域包括支援センター（P24～26参照）	ウッディ、カルチャー	けやき台1-4-1 ウッディタウン市民センター	553-1077	553-7023
藍地域包括支援センター	藍	下相野1460-1 さんすい園	568-3900	568-0810
三輪北・小野・高平地域包括支援センター	三輪北、小野、高平	小野1139-1 サンウエスト	560-3080	560-3071
広野・本庄地域包括支援センター	広野、本庄	東山897-2 三田温泉病院	568-5777	568-7555

【障害に関する公的な相談窓口】

障害者総合相談窓口「きいてネット」は、市内にお住まいの、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病患者など、全ての障害のある人やその家族、支援者、関係機関を対象とした相談窓口です。
障害のある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活や就労についての相談、福祉サービスの利用相談や情報提供等を行っています。また、障害者差別、障害者虐待に関する相談を受け付けています。

障害者総合相談窓口「きいてネット」	住所	電話	FAX
障害者基幹相談支援センター	川除675 三田市 総合福祉保健センター	559-5205 559-5100 (虐待専用ダイヤル)	559-5214
障害者生活支援センター			
障害者就業支援センター			
精神障害者支援センター			

さんだ子ども発達支援センター（さんだ子ども発達支援サービス）		井ノ草808	568-1626	560-7133
相談内容	発達の遅れや子育てについての相談に応じます。児童発達支援や放課後等デイサービスなど、さまざまな福祉サービスの紹介や利用のためのお手伝いをします。			

三田市各地区人口一覽表

(令和8年1月末現在)

		総人口	14歳以下	年少人口 (0～14歳)割合	65歳以上	高齢化率	75歳以上	後期 高齢化率
三田	男	6,964	930	13.4%	1,201	17.2%	634	9.1%
	女	7,100	918	12.9%	1,640	23.1%	1,035	14.6%
	計	14,064	1,848	13.1%	2,841	20.2%	1,669	11.9%
三輪	男	6,950	682	9.8%	2,072	29.8%	1,122	16.1%
	女	7,484	642	8.6%	2,669	35.7%	1,563	20.9%
	計	14,434	1,324	9.2%	4,741	32.8%	2,685	18.6%
広野	男	2,841	248	8.7%	903	31.8%	451	15.9%
	女	2,773	228	8.2%	1,084	39.1%	607	21.9%
	計	5,614	476	8.5%	1,987	35.4%	1,058	18.8%
小野	男	871	39	4.5%	368	42.3%	185	21.2%
	女	927	43	4.6%	425	45.8%	255	27.5%
	計	1,798	82	4.6%	793	44.1%	440	24.5%
高平	男	1,303	93	7.1%	521	40.0%	265	20.3%
	女	1,372	100	7.3%	648	47.2%	393	28.6%
	計	2,675	193	7.2%	1,169	43.7%	658	24.6%
藍	男	4,050	249	6.1%	1,818	44.9%	729	18.0%
	女	4,313	242	5.6%	2,001	46.4%	912	21.1%
	計	8,363	491	5.9%	3,819	45.7%	1,641	19.6%
本庄	男	1,006	47	4.7%	408	40.6%	217	21.6%
	女	970	50	5.2%	461	47.5%	286	29.5%
	計	1,976	97	4.9%	869	44.0%	503	25.5%
フラワー	男	9,047	887	9.8%	3,462	38.3%	1,541	17.0%
	女	10,239	833	8.1%	3,888	38.0%	1,800	17.6%
	計	19,286	1,720	8.9%	7,350	38.1%	3,341	17.3%
ウッディ	男	16,405	2,701	16.5%	4,031	24.6%	1,668	10.2%
	女	17,589	2,563	14.6%	4,382	24.9%	1,947	11.1%
	計	33,994	5,264	15.5%	8,413	24.7%	3,615	10.6%
カルチャー	男	1,552	275	17.7%	351	22.6%	145	9.3%
	女	1,700	273	16.1%	400	23.5%	193	11.4%
	計	3,252	548	16.9%	751	23.1%	338	10.4%

合計	男	50,989	6,151	12.1%	15,135	29.7%	6,957	13.6%
	女	54,467	5,892	10.8%	17,598	32.3%	8,991	16.5%
	計	105,456	12,043	11.4%	32,733	31.0%	15,948	15.1%

社協会費特別会費 大口法人・事業所 広告掲載コーナー

～『困った時には社協に相談』、『暮らしやすいまちづくりにはあなたの力が必要』～
「社協のあらまし」の制作には、社協会費を活用させていただいております。
令和8年度に三田市社会福祉協議会特別会費5口以上（25,000円以上）のご協力いただいたなかで、ご希望いただいた法人・事業所を、令和9年度社協のあらまし（令和9年4月発行予定）にてご紹介させていただきます。
広告掲載に関心のある法人・事業所様は、ぜひ下記までお問い合わせください。
また引き続き、社協会費特別会費へのご協力をよろしくお願いいたします



連絡先：三田市社会福祉協議会

総務課TEL：079-559-5940

E-mai：info@sanda-shakyo.or.jp

部署名	電話番号	F A X 番号
三田市社会福祉協議会事務局 総務係 三田市善意銀行、三田市共同募金委員会	559-5940	559-5704
総合福祉保健センター受付（貸館） 「ふれあい福祉バス助成事業」受付	559-5700	559-5704
喫茶室「ポポロ」（総合福祉保健センター内）	559-5907	559-5704
地域福祉係	559-5965	559-5945
三田三輪地域福祉支援室	559-5965	559-5945
広野本庄地域福祉支援室	560-5822	560-5823
小野高平地域福祉支援室	560-8177	560-8178
藍地域福祉支援室	568-5400	568-5405
フラワー地域福祉支援室	550-9008	550-9009
ウッディカルチャー地域福祉支援室	553-8373	553-7023
三田市ボランティア活動センター	564-0410	559-5945
多世代交流係 シニア・ユースひろば	562-8423	562-8424
さんだファミリーサポートセンター	559-8996	562-8424
三田市権利擁護・成年後見支援センター	550-9004	559-5704
三田市生活安心サポートセンター	550-9081	559-5704
三田市地域包括支援センター	559-5941	559-5707
ウッディ地域包括支援センター	553-1077	553-7023
訪問看護ステーション	559-5703	559-5706
中央ホームヘルパーステーション	559-5944	559-5706
中央デイサービスセンター （高齢者デイサービス、身体障害者デイサービス）	559-5943	559-5706
中央居宅介護支援事業所	559-1865	559-5706

